

事業者排出量削減計画書

<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更 平成23年 9月27日																																				
(宛先) 京都府知事 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 〒621-0124 京都府亀岡市西別院町柚原小原ヶ谷11-1	氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 一志株式会社 代表取締役社長 常次正弘 電話 0771-27-2144																																			
主たる業種 自動車部品製造業	細分類番号 3   1   1   3																																			
事業者の区分 京都府地球温暖化対策条例施行規則	第2条第1項第1号 第2条第1項第2号又は第3号 第2条第1項第4号																																			
計画期間 平成23年4月から平成26年3月まで																																				
基本方針 平成20～22年度の温暖化ガス排出量実績に対し、5%以上の削減を達成する。																																				
計画を推進するための体制 平成23年5月、エネルギー管理統括者、エネルギー企画推進者エネルギー管理者を選任し、特定事業者として省エネ推進体制を整備した。																																				
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	<table border="1"> <thead> <tr> <th>温室効果ガスの排出の量</th> <th>基準年度 (20～22)年度</th> <th>第1年度 (23)年度</th> <th>第2年度 (24)年度</th> <th>第3年度 (25)年度</th> <th>増減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業活動に伴う排出の量</td> <td>2,252.8 トン</td> <td>2,039.7 トン</td> <td>2,019.3 トン</td> <td>1,999.0 トン</td> <td>-10.4 パーセント</td> </tr> <tr> <td>評価の対象となる排出の量</td> <td>2,121.2 トン</td> <td>2,039.7 トン</td> <td>2,019.3 トン</td> <td>1,984.0 トン</td> <td>-5.0 パーセント</td> </tr> </tbody> </table>	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (20～22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率	事業活動に伴う排出の量	2,252.8 トン	2,039.7 トン	2,019.3 トン	1,999.0 トン	-10.4 パーセント	評価の対象となる排出の量	2,121.2 トン	2,039.7 トン	2,019.3 トン	1,984.0 トン	-5.0 パーセント																	
	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (20～22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率																														
事業活動に伴う排出の量	2,252.8 トン	2,039.7 トン	2,019.3 トン	1,999.0 トン	-10.4 パーセント																															
評価の対象となる排出の量	2,121.2 トン	2,039.7 トン	2,019.3 トン	1,984.0 トン	-5.0 パーセント																															
目標の根拠 ・老朽設備の更新、高効率型の照明器具への更新等により、温暖化ガス排出量の削減を図る。																																				
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業の用に供する建築物の用途</th> <th>原単位の指標</th> <th>基準年度 (22)年度</th> <th>第1年度 (23)年度</th> <th>第2年度 (24)年度</th> <th>第3年度 (25)年度</th> <th>増減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工場</td> <td>事業活動に伴う排出の量 (生産数値 百万個)</td> <td>1.87</td> <td>1.69</td> <td>1.67</td> <td>1.66</td> <td>-10.53 パーセント</td> </tr> <tr> <td></td> <td>事業活動に伴う排出の量 ( )</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>パーセント</td> </tr> </tbody> </table>	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率	工場	事業活動に伴う排出の量 (生産数値 百万個)	1.87	1.69	1.67	1.66	-10.53 パーセント		事業活動に伴う排出の量 ( )					パーセント														
	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率																													
工場	事業活動に伴う排出の量 (生産数値 百万個)	1.87	1.69	1.67	1.66	-10.53 パーセント																														
	事業活動に伴う排出の量 ( )					パーセント																														
原単位の指標及び目標の根拠 ・23年度のインヴァーター式コンプレッサーの導入、25年度の太陽光発電装置の導入により、原単位5%の低減を達成する。																																				
重点的に実施する取組の実施計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th>基準年度 (22)年度</th> <th>第1年度 (23)年度</th> <th>第2年度 (24)年度</th> <th>第3年度 (25)年度</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12.0 セント</td> <td>43.0 セント</td> <td>87.0 セント</td> <td>106.0 セント</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考	12.0 セント	43.0 セント	87.0 セント	106.0 セント																										
基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考																																
12.0 セント	43.0 セント	87.0 セント	106.0 セント																																	
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度 ・2台目のインヴァーター式コンプレッサーを導入する。																																			
	(24)年度 ・TP工程の照明器具を、HF型の高効率タイプに更新する。																																			
	(25)年度 ・太陽光発電装置を設置する。																																			
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容 ・該当なし																																			
	上記の措置を採用する理由 ・自家用車通勤限定のため																																			
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>第1年度 (23)年度</th> <th>第2年度 (24)年度</th> <th>第3年度 (25)年度</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>森林の保全及び整備によるもの</td> <td>0.0 トン</td> <td>0.0 トン</td> <td>0.0 トン</td> <td></td> </tr> <tr> <td>府内産の木材の利用によるもの</td> <td>0.0 トン</td> <td>0.0 トン</td> <td>0.0 トン</td> <td></td> </tr> <tr> <td>再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの</td> <td>0.0 トン</td> <td>0.0 トン</td> <td>10.0 トン</td> <td></td> </tr> <tr> <td>グリーン電力証書等の購入によるもの</td> <td>0.0 トン</td> <td>0.0 トン</td> <td>0.0 トン</td> <td></td> </tr> <tr> <td>温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの</td> <td>0.0 トン</td> <td>0.0 トン</td> <td>0.0 トン</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>0.0 トン</td> <td>0.0 トン</td> <td>15.0 トン</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン		府内産の木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン		再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	10.0 トン		グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン		温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン		合 計	0.0 トン	0.0 トン	15.0 トン	
	区 分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考																															
	森林の保全及び整備によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン																																
	府内産の木材の利用によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン																																
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0 トン	0.0 トン	10.0 トン																																
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン																																
温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン																																	
合 計	0.0 トン	0.0 トン	15.0 トン																																	
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	特になし																																			
特記事項																																				

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。  
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。  
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。  
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。